防衛庁の省移行関連法案の概要

1 法案全体について

- 〇「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」
 - ・ 省移行、国際平和協力活動等の本来任務化及び安全保障会議の諮問事項への明示 を一括して措置。
 - ・ シビリアン・コントロールの基本的枠組み等、防衛政策の基本は変更せず。
 - 省の名称については、「防衛省」。
 - ・ 公布の日から3ヶ月以内に施行。
 - ・ 施設庁を19年度に廃止し、同庁の機能については、防衛省本省への統合等の措置 を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行する体制を整備することを附則に明記。

2 防衛庁設置法の一部改正について

○ 防衛庁設置法を「防衛省設置法」に改正(「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」→「防衛大臣」等)

3 自衛隊法の一部改正について

(1)省移行のための改正について

- 内閣の首長としての「内閣総理大臣」の権限は、引き続き内閣総理大臣の権限とする (自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の下令等)。
- 内閣府の長としての「内閣総理大臣」の権限は、主任の大臣となる防衛大臣の権限と する等所要の改正を行う(防衛庁長官に対する指揮監督、後方地域支援等)。

(2)国際平和協力活動等の本来任務化のための改正について

- 〇 次の活動を自衛隊の本来任務と位置付ける。
 - ・ 国際緊急援助活動等、国際平和協力業務等、テロ特措法に基づく活動、イラク特措法 に基づく活動、機雷等の除去、在外邦人等の輸送、周辺事態における後方地域支援等

4 安全保障会議設置法の一部改正について

○ 安全保障会議に対する内閣総理大臣の諮問事項に自衛隊の国際平和協力活動及び 周辺事態への対処に関する重要事項を明示。

5 省移行に係る関係法律の一部改正について

- 〇 内閣府に置かれている防衛庁を、各省並びの防衛省と位置付ける(内閣府設置法、国家行政組織法の改正)。
- 70の関係法律について、所要の改正を実施(「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」 →「防衛大臣」等)。